

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 橋本篤弘
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JUNE 2021
 VOL.635

6



工場夜景(神栖市)

写真提供者：水戸市 坪田 潤也 氏

●2021 6月号 CONTENTS●

令和3年度 全国安全週間実施要綱 ……………2	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ ……………12
労働保険の年度更新手続きはお早めに ……………5	全国産業安全衛生大会 ……………13
令和3年度 働き方改革推進支援助成金のご案内 ……………6	令和2年 県内の労働災害発生状況 ……………14
茨城働き方改革推進支援センターのご案内 ……………8	「令和4年3月新規学校卒業者の 就職に関する申し合わせ」が決まる! ……15
「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン中です!! ……9	県内の労働災害発生状況速報 ……………15
令和2年賃金構造基本統計調査の結果 ……………10	令和3年死亡災害発生状況 ……………15
職場における新型コロナウイルス感染症対策の 実施状況を確認しましょう! ……11	講習会のご案内 ……………16

令和3年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

- ①安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア)年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ)経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ)安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ)労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ)就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ)災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ)労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア)発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ)職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施
 - (ア)リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ)SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
 - オ その他の取組
 - (ア)安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ)外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
 - (ウ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ②業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - (ア)全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ)経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ)職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 - (エ)安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
 - イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - (ア)荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ)積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施

- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- ウ 建設業における労働災害防止対策
 - (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- エ 製造業における労働災害防止対策
 - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- オ 林業の労働災害防止対策
 - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
 - (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - イ 転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
 - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
 - ウ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - エ 熱中症予防対策 (STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)
 - (ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
 - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
 - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
 - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

労働保険の年度更新手続きはお早めに ＜受理相談会を開催いたします＞

令和3年度の労働保険の年度更新及び一般拠出金の申告手続きは、令和3年6月1日(火)から令和3年7月12日(月)までが申告期間となります。送付される「労働保険年度更新 申告書の書き方」等により申告書を作成され、期日までに申告手続きをお願いいたします。

初めて年度更新手続きをされる方、申告書作成の上でご不明な点のある方などのために、各労働基準監督署等では、下記のとおり受理相談会の開催を予定しております。新型コロナウイルス感染防止対策には万全を期しておりますが、感染拡大防止の観点から、労働保険年度更新コールセンター(0800-555-6780)等による電話相談、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いいたします。

令和3年度 労働保険年度更新申告書 受理相談会日程表

署 別	月 日	時 間	会 場
水 戸	7月8日(木)	9:30~16:00	常陸太田市商工会 大会議室(常陸太田市中城町3210)
	7月8日(木)	9:30~16:00	常陸大宮市文化センター会議室(常陸大宮市中富町3135-6)
	7月8日(木)・9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	茨城県産業会館 中会議室B(水戸市桜川2-2-35)
	7月9日(金)	10:00~16:00	大子町中央公民館 第一研修室(久慈郡大子町池田2669)
	7月12日(月)	9:30~16:00	ハローワーク笠間 会議室(笠間市石井2026-1)
日 立	7月8日(木)・9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	日立労働基準監督署 会議室(日立市幸町2-9-4)
	7月12日(月)	9:30~15:30	ハローワーク高萩 会議室(高萩市本町4-8-5)
土 浦	7月7日(水)・8日(木)・9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	土浦労働総合庁舎 3階会議室(土浦市穴塚1838)
筑 西	7月9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	筑西労働基準監督署 1階会議室(筑西市下中山581-2)
古 河	7月9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	古河労働基準監督署 2階会議室(古河市東3-7-32)
常 総	7月8日(木)・9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	常総労働基準監督署 会議室(常総市水海道淵頭町3114-4)
龍ヶ崎	7月9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	龍ヶ崎労働基準監督署 1階会議室(龍ヶ崎市川原代町四区6336-1)
鹿 嶋	7月9日(金)・12日(月)	9:00~16:00	鹿嶋労働基準監督署 屋外会議室(鹿嶋市宮中1995-1)

お越しの際は、申告書のほかに次の資料をご持参下さい。

○継続事業(建設事業、林業以外)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの保険料算定期間中に使用したすべての労働者に支払われた賃金額(支払義務が具体的に確定した賃金も含まれます。)が分かる資料

○一括有期事業(建設事業、林業)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に終了した工事に係る「工事台帳」、「工事請負契約書」、「伐採量・支払労務費明細書」等の資料

＜お問合せ先＞ 茨城労働局 総務部 労働保険徴収室(029-224-6213)または最寄りの労働基準監督署まで

令和3年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の短縮等に
取り組む中小企業事業主等(※)に対する助成制度です。ぜひご検討ください。

コース	労働時間短縮・年休促進支援コース	労働時間適正管理推進コース
助成概要	労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主に対し、取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成	労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対し、取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成
対象事業主	以下の(1)及び(2)に該当する事業場で(3)①から③の目標に向けた取り組みを1つ以上行う予定の中小企業事業主 (1) 交付申請時点及び支給申請時点で36協定が締結・届出されていること (2) 年5日の年次有給休暇の取得に向けて必要な就業規則等を整備していること (3) ①月60時間を超えている36協定の時間外労働時間数の縮減 ②病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対策のための休暇、不妊治療のための休暇のいずれかの導入 ③時間単位の年次有給休暇制度の導入 ※上記に加え、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げる目標の追加が可能	以下の(1)及び(2)に該当する事業場で(3)①及び②の全ての目標に向けた取り組みを行う予定の中小企業事業主 (1) 36協定を締結していること (2) 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (3) ①勤怠管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を新たに採用し、かつ賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを新たに就業規則等に規定すること ②「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者等に対して実施すること
助成率、上限額	費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・上記(3)①の取組の場合 令和3年度又は令和4年度に有効な36協定において、ア 時間外労働の上限を月60時間以下に設定 ⇒ 上限100万円又は50万円(現に有効な36協定の時間数により上限額が異なります) イ 時間外労働の上限を月60時間を超え月80時間以下に設定 ⇒ 上限50万円 ・上記(3)②及び③の取組の場合 ⇒ それぞれ上限50万円 ※上記①から③に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算	成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の一部を支給 上限額50万円 以下のいずれか低い額 ・ 成果目標達成時の上限額及び賃金引き上げ達成時の加算額の合計額 ・ 対象経費の合計額×費用の3/4を助成※ ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	
交付申請期 限	令和3年11月30日(火)	令和3年11月30日(火)

コース	勤務間インターバル導入コース	団体推進コース
助成概要	勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し、当該取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成	3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた取組に要した費用(下記「助成対象」参照)を助成
対象事業主 (団体推進コースにおいては支給要件)	以下の(1)及び(2)に該当する事業場で(3)①から③いずれかに該当する事業場を有すること。 (1)年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること (2)原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること (3)①勤務間インターバル制度を導入していない事業場 ②既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場 ③既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場	以下のいずれかに該当する事業主団体※など (1)3社以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体 (2)10社以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主 ※事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の1/2を超える必要があります。
助成率、上限額	費用の3/4を助成 ※常時使用する労働者数30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額はインターバル時間数等に応じて、 9時間以上11時間未満 ⇒ 上限80万円 11時間以上 ⇒ 上限100万円 など ※1 上記に加え、労働者の時間当たりの賃金額を3%以上引き上げた場合、引き上げ率及び引上げ人数に応じて上限額を加算	上限500万円 ※都道府県又は複数の都道府県単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は、上限1,000万円
助成対象	就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費	会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、相談窓口の設置費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費
交付申請期	令和3年11月30日(火)	令和3年11月30日(火)

注) 上記の他、コースごとに詳細な要件、経費によっては助成対象となる上限額等が定められています。

交付申請に当たっては、各要綱、要領、申請マニュアルも併せてご確認ください。

注) テレワークコースについては、令和3年度より、働き方改革推進支援助成金から人材確保等支援助成金(テレワークコース)へ移行しています。

※中小企業事業主とは、「資本または出資額」「常時雇用する労働者数」のいずれかが下表に該当する事業主です。

	小売業(飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

<お問合せ、申請先> 茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294

中小企業・小規模事業者等の皆さま

茨城働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革推進支援センターでは、社労士等の労務管理の専門家が、働き方改革についての相談に応じています。**相談無料、秘密厳守**です。

こんなことで悩んでいませんか？

- 残業の上限規制って何？
- 助成金の申請はどうすればいいの？
- 36協定ってどうやって作るの？
- 同一労働同一賃金ってどうすればいいの？
- わが社の就業規則を見てほしい
- テレワーク対応ってどうすればいいの？

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！

「働き方改革推進支援センター」で、無料で訪問支援が受けられます！

「働き方改革関連法」の施行が順次始まっています。

全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法や賃金規程の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々な労務管理上の疑問点について、**無料で相談・支援**を行っています。

来所相談・電話相談のほか、**社会保険労務士等の専門家**が会社にお伺いする訪問支援も行っておりますので、「働き方改革推進支援センター」を是非お気軽にご利用下さい。

「働き方改革推進支援センター」の支援内容



来所相談・電話相談

専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。
電話・メールでの相談も受け付けています。
(受付時間：平日午前9時～午後5時まで)



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。



企業への専門家派遣(訪問相談サービス)

専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、最大6回まで無料で相談をお受けします。



茨城働き方改革推進支援センター TEL:0120-971-728 FAX:029-302-3472
E-mail: ibaraki@task-work.com ホームページ: <https://task-work.com/ibaraki>



事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！

～重点事項～

Point
1

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

Point
2

学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

Point
3

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！

Point
4

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

Point
5

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時

0120-811-610 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

詳しくはこちら→
ポータルサイト
「確かめよう 労働条件」



茨城県の賃金(月額)は30万1千円 ～令和2年賃金構造基本統計調査の結果～

厚生労働省では、このほど令和2年賃金構造基本統計調査の結果の概要を取りまとめ公表しました。この調査は全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年7月に実施しています。

今回は、全国及び都道府県別の賃金(令和2年6月分)についての集計結果で、対象は抽出された10人以上の常用労働者を雇用する民間企業です。また、「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、昨年から、外国人労働者の賃金を集計しています。詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/index.html>)

1 一般労働者(短時間労働者以外の労働者)の賃金(月額)(全国) (注1)(注2)

- (1) 男女計の賃金は、307,700円(前年比0.6%増)、男性では338,000円(同0.8%増)、女性では251,900円(同0.8%増)となっています。
- (2) 雇用形態別にみると、男女計では、正社員・正職員が324,200円(年齢42.2歳、勤続年数12.5年)に対して、正社員・正職員以外は214,800円(年齢48.8歳、勤続年数8.7年)となっています。

2 短時間労働者の賃金(1時間あたり)(全国) (注1)

男女計は1,414円(年齢45.9歳、勤続年数6.0年)、男性は1,658円(年齢43.7歳、勤続年数5.2年)、女性は1,323円(年齢46.8歳、勤続年数6.3年)となっています。

3 外国人労働者の賃金(月額)(全国) (注1)

一般労働者のうち外国人労働者の賃金(月額)は、218,100円となっています。

4 茨城県の賃金(注1)

茨城県の一般労働者の男女計の賃金(月額)は、301,000円、男性では330,000円、女性では242,700円となっています。また、短時間労働者の賃金(1時間あたり)は、男性で1,566円、女性では1,178円となっています。なお、近隣都県の一般労働者の賃金(男女計)は下表のとおりとなっています。

一般労働者の賃金の推移(月額、単位:千円)

県	年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
茨城県		288.9	298.9	305.9	299.8	300.7	298.7	301.0
栃木県		290.1	290.5	289.7	294.9	295.9	292.6	291.5
群馬県		277.3	283.1	281.7	282.4	281.9	287.4	286.2
東京都		377.4	383.0	373.1	377.5	380.4	379.0	373.6

(注1) 6月分として支払われた所定内給与額の平均値

(注2) 前年比差は、令和2年度と同じ推計方法で集計した令和元年度の数値を元に算出している。

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項に☑がつかない場合

- ・ リフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項に☑がついた場合

- ・ 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

さんぽセンター Webひろばのご紹介

- さんぽセンター、地さんぽのサービス
 - 働く人の健康管理に役立つ情報
 - 各さんぽセンターが作成した資料
- (※コンテンツの一例です)

ぜひ
お越しください!



さんぽセンターWebひろば

さんぽセンター等がよくわかる動画
おしえて! 谷原さん
さんぽセンターWebひろばで公開中!

さんぽセンター編

さんぽセンターのこころ

- 健康対応
- メンタルヘルス対策
- 健康診断
- 労働安全衛生
- セミナー

地さんぽ編

地さんぽのこころ

- 健康診断
- 健康相談
- 健康診断
- 健康相談

メンタルヘルス編

メンタルヘルス

- メンタルヘルス教育
- メンタルヘルス教育

こんな時は、さんぽセンター・地さんぽにご相談ください!

- Q** 産業医の知識を増やすために研修を受けたい。
- A** さんぽセンターでは、様々なテーマの研修を実施しています。ぜひ参加してみてください。
- Q** 社員の健康管理のことで相談したいけど、誰に聞いたらいいな。
- A** さんぽセンター、地さんぽでは、各分野の専門スタッフが産業保健の相談に応じます。
- Q** 健康診断で結果がよくない従業員がいる。どのように対応したらいい?
- A** 地さんぽでは、健康診断結果に対する医師の意見聴取を行なっています。また、従業員への健康相談も行なっています。
- Q** 従業員のメンタルヘルス対策への意識を高めたい。
- A** さんぽセンターの専門スタッフが事業場へ訪問して、事業場に合ったメンタルヘルス対策を一緒に考えます。管理監督者、若年労働者向けの教育も行なっています。
- Q** 治療を続けながら働いている従業員のために、会社としてできることはないかな?
- A** さんぽセンターの専門スタッフが、治療と仕事の両立支援制度導入のお手伝いをします。
- Q** 長時間労働が続いている社員の健康が心配。
- A** 地さんぽでは、長時間労働者への面接指導を行なっています。

さんぽセンターへのご相談は「全国統一ナビダイヤル」

地さんぽへのご相談は [詳しくはこちら](#)

0570-038046 このナビダイヤルを利用することにより、最寄りのさんぽセンターに着信します。

最寄りのさんぽセンターにお問い合わせいただくか、さんぽセンターのホームページをご覧ください。



茨城産業保健総合支援センター (029-300-1221)	水戸地域産業保健センター (029-305-9911)
県北地域産業保健センター (0294-33-0058)	土浦地域産業保健センター (029-875-6057)
県西地域産業保健センター (0296-25-3334)	古河地域産業保健センター (0280-23-0333)
太田地域産業保健センター (0294-70-1155)	常総地域産業保健センター (0297-22-2421)
県南地域産業保健センター (0297-79-1066)	鹿行地域産業保健センター (0299-90-3440)

第80回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ
働く人の安全・健康・幸せを
未来に伝える人づくり



総合集会 特別講演		10月27日(水) 14:10~15:10 東京国際フォーラム(ホールA) 笑顔の日本語 ~ユーモアコミュニケーション~ 講師 三遊亭円楽氏	分科会 特別企画	オンラインでも LIVE配信	オンデマンド配信確定 (配信期間近日公開)		ラランド・サーヤの ワーク&ライフスタイル 芸人/現役OL ラランド・サーヤ氏

開催期間 現地開催：令和3年 10月27日(水) → 29日(金)
オンライン開催：令和3年 10月27日(水) → 11月30日(火)

会場 総合集会：10月27日(水) 東京国際フォーラム(ホールA) (東京都千代田区)
分科会：10月28日(木)、29日(金) 東京国際フォーラム(ホールB5、B7、C)

参加料 一般：13,200円(税込) 会員：6,600円(税込) 6月1日受付開始
追加料金なし! すべてのオンラインコンテンツをご利用できます。申込方法は裏面参照

**同時開催
参加費無料** 緑十字展2021~働く人の安心づくりフェア in 東京~ 東京国際フォーラム(ホールE)
APOSHO35 (アジア太平洋安全衛生大会) サテライト会場(ホールD1)

オンライン開催
特設ウェブサイト
<https://www.nep-sec.jp/taikai2021/>
詳しくは、中災防ホームページにて発表いたします。



参加者限定
中災防イベント総合サイト
<https://www.nep-sec.jp/sougousite2021/>

主催：中央労働災害防止協会
協力：公益社団法人東京労働基準協会連合会
協賛：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、各都道府県労働基準協会(連合会)
後援：厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、ILO駐日事務所、東京都、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、一般社団法人東京経営者協会、東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会、NHK(順不同・予定、申請含む)

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

第80回 全国産業安全衛生大会運営事務局
TEL: 03-6812-8673
E-mail: taikai2021@nex.nikkei.co.jp



令和2年 県内の労働災害発生状況 ～死傷災害は前年比で4.9%増加～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、県内における令和2年の労働災害発生状況を以下のとおり取りまとめました。

この結果、昨年1年間の休業4日以上死傷者数は、3,110人(前年比+144人、+4.9%)となり、長期的にみれば、昭和53年の5,389人をピークに着実に減少していますが、ここ数年は増減を繰り返しています。

業種別にみると、最も死傷者が多いのは製造業で833人(全体の26.8%)、次いで商業が448人(同14.4%)、陸上貨物運送事業が407人(同13.1%)、保健衛生業が361人(同11.6%)、建設業が295人(同9.5%)の順で、全体の7割を超えています。

また、事故の型別でみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が219人(26.3%)で最も多く、次いで「転倒」が142人(17.0%)、商業では「転倒」が105人(23.4%)、陸上貨物運送業では「墜落・転落」が134人(32.9%)、建設業では「墜落・転落」が97人(32.9%)の順となっています。

このため、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、商業等においては、「墜落・転落」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」が多く発生しており、重要な課題となっています。

一方、死亡災害は前年比で6人減少の18人となり、業種別では、建設業と清掃・と畜業で各4人(全体の22.2%)、製造業と商業で各2人(同11.1%)、その他で6人の順となっています。

死亡災害を事故の型別でみると、「交通事故」が6人(全体の33.3%)、「墜落・転落」が4人(同22.2%)、「はさまれ・巻き込まれ」が3人(全体の16.6%)、「激突され」が2人(同11.1%)の順となっています。

このような状況を踏まえ、令和3年度は茨城労働局第13次労働災害防止推進計画の4年目に当たり、同推進計画に基づき、労働災害の多発業種を中心とした災害防止対策を推進するとともに、昨年死亡災害が増加した交通労働災害の防止、高年齢労働者に対する「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」の周知等を踏まえた労働災害の防止についても、重点として推進することとしています。

各事業場におかれましては、作業前に必ずリスクアセスメントを実施する等により、事前の対策を充実させ、関係者が一丸となった労働災害防止のための取組を強化するようお願いいたします。

令和2年の県内の労働災害発生状況(確定値)

業種	区分	令和元年 (1月～12月)		令和2年 (1月～12月)		対前年比	
		死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数	増減率(%)
製造業		884 (11)	29.8	833 (2)	26.8	-51	-5.8
鉱業		6	0.2	10	0.3	4	66.7
建設業		296 (8)	10.0	295 (4)	9.5	-1	-0.3
陸上貨物運送事業		375 (2)	12.6	407 (1)	13.1	32	8.5
農林業		46	1.6	78 (1)	2.5	32	69.6
畜産・水産業		136	4.6	142 (1)	4.6	6	4.4
商業		407 (2)	13.7	448 (2)	14.4	41	10.1
金融・広告業		20	0.7	22	0.7	2	10.0
通信業		64	2.2	55	1.8	-9	-14.1
教育研究業		44	1.5	28	0.9	-16	-36.4
保健衛生業		232	7.8	361 (1)	11.6	129	55.6
接客娯楽業		201 (1)	6.8	158	5.1	-43	-21.4
清掃・と畜業		120	4.0	115 (4)	3.7	-5	-4.2
その他		135	4.6	158 (2)	5.1	23	17.0
全産業(合計)		2,966 (24)	100.0	3,110 (18)	100.0	144	4.9

()内は死亡者数で内数

「令和4年3月新規学校卒業者の就職に関する申し合わせ」が決まる!

茨城県就職問題検討会議において、新規中学校、高等学校卒業者の求人活動などについての「申し合わせ」を決定しました。

早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図ることを目的としています。

令和4年3月新規学校卒業者に関する採用選考に係る主なスケジュールは次の通りです。

	▽中学校卒業予定者	▽高等学校卒業予定者
求人申込み及び受理	安定所において6月1日から開始 (他安定所への求人連絡は7月1日以降)	安定所において6月1日から開始 (求人者への返戻、学校への求人票の提出は7月1日以降)
推薦・選考	来年1月1日以降開始	9月5日以降推薦開始(文書到達主義)、9月16日以降選考開始 10月1日以降は1人2社まで応募・推薦可能
就業開始	来年4月1日以降	卒業後

※詳しくはハローワークにお問い合わせください。

県内の労働災害発生状況速報 (令和3年4月末現在)

業種別		令和3年		前年同期	
計		(8)	931	(5)	666
製造業		(2)	219	(0)	189
鉱業		(0)	1	(0)	4
建設業		(4)	93	(1)	89
内訳	土木	(1)	28	(1)	21
	建築	(3)	50	(0)	43
	その他	(0)	15	(0)	25
運送	運輸業	(0)	101	(1)	100
貨物	取扱業	(0)	9	(0)	10
農林業		(0)	13	(1)	10
畜産		(1)	37	(0)	33
商業		(0)	130	(0)	90
その他		(1)	328	(2)	141

(注) ()内は、死亡者で内数

令和3年死亡災害発生状況 追加分

発生月時間帯	職年種 経 験 年 齢 数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起 因 物		
3月 6~7時	調教助手 50歳代 23年	畜産業	墜落・転落		競走馬のトレーニングセンターの馬場において、競走馬の調教をしていたところ、騎乗していた馬が左前脚を骨折して転倒し、被災者は落馬して地面に投げ出され、死亡した。
			その他の環境等		
3月 16~17時	とび工 30歳代 20年	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築工事業	飛来・落下		RC造8階建共同住宅修繕工事の外部足場組立作業中、4m単管4本を吊袋に入れ荷上げ、6階部分で荷取後、1本目を引き抜いた時に吊袋のバランスが崩れ、残りの3本が地上に落下し、被災者に当たった。
			金属材料		

令和3年死亡災害発生状況 4月発生分

発生月時間帯	職年種 経 験 年 齢 数	事業の種類	事故の型		災害の概要
			起 因 物		
4月 14~15時	運転者 50歳代 9か月	産業廃棄物 処理業	転倒		フォークリフトで走行中、突然通路(ステンレス製の床)が凹み、バランスを崩して転倒し、フォークリフトと床の間にはさまれ死亡した。
			フォークリフト		
4月 15~16時	板金工 50歳代 30年	その他の 建築工事業	墜落・転落		屋根補修工事のため、スレート板を持ちながらスレート屋根上を歩いていたところ、スレート板を踏み抜き、約6.2m下のコンクリート床面に墜落し、死亡した。
			屋根はりもやけた合掌		

講習会のご案内 (令和3年6月中旬~7月)

講習の種類	開催日	開催場所	申込先
技能講習			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者			
6/22~23・24	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会	
7/1~2・3	平成館 (古河市)	古河協会	
7/13~14・15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
7/19~20・21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
有機溶剤作業主任者			
6/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会	
7/14~15	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会	
7/15~16	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会	
7/20~21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
7/29~30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
乾燥設備作業主任者			
7/14~16	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西・古河協会	
鉛作業主任者			
6/30~7/1	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会	
ガス溶接			
7/31~8/1	平成館 (古河市)	古河・筑西協会	
玉掛け			
6/21~22・23・24	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会	
7/8~9・11	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会	
7/8~9・11	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
7/13~14・15・16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会	
フォークリフト運転(学科)			
7/1	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会	
7/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会	
7/2	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会	
7/2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会	
7/3	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会	
7/4	平成館 (古河市)	古河協会	
7/7	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会	
7/12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会	
床上操作式クレーン運転			
6/17~18・21・22・23・24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会	
7/15~16・17	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会	
7/23~24・25	平成館 (古河市)	古河協会	
小型移動式クレーン運転			
6/21~22・23	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会	
7/29~30・31	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者			
6/23~24	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会	
7/5~6	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会	
7/29~30	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会	
特別教育・その他の講習			
研削と石の取替え等の業務(自由研削)			
6/28	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会	
7/7	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会	
7/8	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会	
プレス・シャーの金型等取付け等の業務			
7/18	平成館 (古河市)	古河協会	
アーク溶接等の業務			
7/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会	
電気取扱業務(低圧)			
6/17	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会	
6/18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会	
7/3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会	
7/22	平成館 (古河市)	古河・筑西協会	
クレーン運転の業務(5トン未満)			
6/25~26	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会	

6/28・29・30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会	
産業用ロボットの教示・検査等の業務			
6/28~29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会	
特定粉じん作業			
6/30	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会	
7/17	平成館 (古河市)	古河協会	
フォークリフト運転従事者安全衛生教育			
6/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
職長教育			
6/15~16	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会	
6/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
6/17~18	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
6/22~23	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会	
7/20~21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
職長・安全衛生責任者教育			
7/10~11	平成館 (古河市)	古河協会	
7/12~13	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会	
7/26~27	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会	
7/27~28	日立シビックセンターマール会議室 (日立市)	日立協会	
安全衛生推進者講習			
7/1~2	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
7/20~21	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会	
7/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会	
安全管理者選任時研修			
6/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
7/15~16	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会	
リスクアセスメントリーダー養成研修			
6/26	平成館 (古河市)	古河協会	
KYTTトレーナー研修会			
7/29~30	ワークヒル土浦 (土浦市)	連合会	
化学物質管理者養成研修			
7/14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育			
7/6	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会	
7/26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)			
6/24~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
7/5~7	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
7/15~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)			
7/8~9	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
免許試験受験準備講習会(ガス溶接作業主任者)			
7/1~2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会	
免許試験受験準備講習会(エックス線作業主任者)			
6/28~29	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会	

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

- 連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
- 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
- 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
- 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
- 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
- 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
- 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
- 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
- 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
- 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478